

第 6 2 号 議 案

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 1 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条の 2 に次の 4 項を加える。

- 3 何人も、第 1 項の規定に違反する行為を援助してはならない。
 - 4 区長は、第 1 項の規定に違反する者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。
 - 5 区長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 6 第 2 1 条第 2 項の規定は、前項の規定による公表について準用する。
- 第 7 0 条中第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

（ 1 ） 第 2 8 条の 2 第 4 項の規定による命令に違反した者
付 則

この条例は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。

（ 提 案 理 由 ）

資源の持去り行為の禁止に関する規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。